

【供給量】

(単位:千トン)

	国内産			国内産計	外国産			特殊用塩・ 特殊製法塩を 除く合計	合計
		特殊用塩	特殊製法塩			特殊用塩	外国産計		
平成9年度	1,329	45	143	1,518	8,292	22	8,314	9,622	9,832
平成10年度	1,293	41	140	1,474	7,550	48	7,598	8,844	9,071
平成11年度	1,327	39	151	1,517	8,097	74	8,171	9,423	9,687
平成12年度	1,374	38	146	1,558	8,157	91	8,248	9,531	9,806
平成13年度	1,358	39	177	1,574	7,441	124	7,565	8,799	9,139
平成14年度	1,282	47	207	1,536	7,595	14	7,609	8,877	9,145
平成15年度	1,263	52	182	1,496	7,747	17	7,764	9,009	9,259
平成16年度	1,225	45	150	1,420	8,251	23	8,274	9,476	9,693
平成17年度	1,227	45	190	1,462	8,283	42	8,325	9,510	9,784
平成18年度	1,166	47	190	1,403	8,074	27	8,101	9,240	9,504
平成19年度	1,138	38	208	1,384	8,001	17	8,018	9,139	9,402

出典:財務省理財局たばこ塩事業室発表「塩需給実績」

- \* 単位未満四捨五入のため不突合を生じる場合があります。
- \* 国内産のうちの特用塩、特殊製法塩のなかには、外国産の塩を受入れて国内で製造したものも含まれています。また、他から国内産塩を受入れて製造するものもあるため、合計には重複する部分があります。

「特殊用塩」とは、用途又は性状が特殊な塩であって、以下のいずれかに該当する塩をいいます。

- ①薬事法(昭和35年法律第145号)第2条に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品に該当する塩
- ②試薬塩化ナトリウム
- ③細菌等の試験研究用の培地として使用される塩その他の専ら学術研究又は教育の用に供される塩
- ④銅のメッキ処理過程等において専ら触媒の用に供される塩
- ⑤亜鉛、鉄その他の金属成分を含有する塩で、直方体又は球形等の塊状に成形されたもの
- ⑥塩化ナトリウムの含有量が100分の60以下の塩で、塩化ナトリウムとそれ以外の成分が容易に分離し難いもの
- ⑦販売先を限定して試験的に販売される塩であって1年間の販売数量が100トン以内のもの

「特殊製法塩」とは、製造の方法が特殊な塩であって、以下のいずれかに該当する塩(「特殊用塩」に該当するものを除く)をいいます。

- ①塩以外の物を製造する過程又は廃棄物を処理する過程において副産物として得られた塩(食用に供されるものを除く。)
- ②平釜式、蒸気利用式、温泉熱利用式その他の真空式以外の方法により製造(加工を除く。)した塩(①に掲げるものを除く。)
- ③他の者から譲り受けた塩又は引渡しを受けた塩を原料として製造した塩であって、香辛料、にがり、化学的合成品(食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第2に掲げるもの)又はごま、こんぶその他の食品が混和されたもの
- ④他の者から譲り受けた塩又は引渡しを受けた塩を原料として製造した塩であって、乾燥剤、固結防止剤又は還元剤が混和されたもの(食用に供されるものを除く。)